

## 当会派所属議員の公職選挙法違反（被買収）容疑での立件に関する見解

令和6年1月17日、当会派所属の3名の江東区議会議員（以下、区議）が、令和5年4月23日執行の江東区長選挙（以下、区長選）において木村弥生前江東区長（以下、木村前区長）の当選を図る目的で、本区選出の柿沢未途衆議院議員（同日、公職選挙法違反（買収）容疑で東京地検特捜部により起訴。以下、柿沢議員）より、現金を受領したとする公職選挙法違反（被買収）容疑で東京地検特捜部に在宅起訴されました。

また、木村前区長が自身の当選を図る目的で元区議を買収した容疑で、元区議1名が被買収容疑で、それぞれ在宅起訴されました。

当会派所属議員が区長選の被買収容疑で東京地検特捜部に起訴されたことは誠に遺憾であり、区民の皆様、当会派にご支援を頂いている皆様に、心よりお詫び申し上げます。

我が会派は、起訴された当会派所属議員（同日付けて自民党を離党）について、厳正な会派運営に努める観点から、同日付けて会派の退会を江東区議会議長に届け出ると共に、安定した議会運営を目指し他会派との真摯な協議を重ねて参ります。

区長選を巡る一連の公職選挙法違反事案では、柿沢議員や木村前区長らの買収容疑による起訴に加え、4名の現職・元職区議が被買収容疑での起訴に至り、江東区の政治に対する区民の皆様の信頼はいよいよ地に墜ちた事態となったと強く認識します。

我が会派は、こうした事態を一刻も早く打開し、一日も早く区民の皆様の信頼を回復するべく、区民や区内事業者の皆様の声に基づく政策立案やその実現に向けて、会派一丸となって取り組む決意であります。

令和6年1月18日

江東区議会自民・参政・無所属クラブ